

健発第0612005号
平成21年6月12日

各
都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省健康局長



平成21年度 女性特有のがん検診推進事業の実施について

がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間80万人を超える状況である。しかし診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることにかんがみ、特に女性特有のがんについては、検診受診率が低いことから、経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に本事業が措置されたところである。

本事業の実施については、別紙のとおり「平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日から行うこととしたので通知する。

なお、貴都道府県管内市区町村に対しては貴職からこの旨通知されたい。

平成21年度 女性特有のがん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 事業の内容

この事業は、下記（1）及び（2）に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、クーポン券によりがん検診を受診するために必要な費用を補助する事業である。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

なお、クーポン券、検診手帳、受診案内は別添を参考とする。

(1) 子宮頸がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年齢	生年月日
20歳	昭和63 (1988) 年4月2日～平成 元 (1989) 年4月1日
25歳	昭和58 (1983) 年4月2日～昭和59 (1984) 年4月1日
30歳	昭和53 (1978) 年4月2日～昭和54 (1979) 年4月1日
35歳	昭和48 (1973) 年4月2日～昭和49 (1974) 年4月1日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日～昭和44 (1969) 年4月1日

(2) 乳がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年齢	生年月日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日～昭和44 (1969) 年4月1日
45歳	昭和38 (1963) 年4月2日～昭和39 (1964) 年4月1日
50歳	昭和33 (1958) 年4月2日～昭和34 (1959) 年4月1日
55歳	昭和28 (1953) 年4月2日～昭和29 (1954) 年4月1日
60歳	昭和23 (1948) 年4月2日～昭和24 (1949) 年4月1日

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 基準日

本事業の基準日については、平成21年6月30日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理すること。

8 その他の留意事項

(1) クーポン券について

クーポン券については、検診対象者及び検診機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すこと。

(2) 本人確認について

検診機関に対し、クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(3) 検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(4) 検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(5) 他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」改正案（抜粋）

（交付の対象）

3（7）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（ ）女性特有のがん検診推進事業

平成21年6月12日健発第0612005号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」により市区町村が行う事業

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5補助率
健康増進対策費	女性特有のがん検診推進事業	女性特有のがん検診推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	女性特有のがん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、使用料及び賃借料、手数料、委託料	10/10